

アメリカへの輸出向け

NOP IMPORT CERTIFICATE(NOP 輸入証明書)

交付の手続き

第3版:2024年3月18日

1. 同等性協定の適用の範囲

- ① 適用される農林物資は、有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品です。（ただし、本会は有機畜産物の認証を行っていませんので取り扱いません）
- ② 有機 JAS の認証を受けて、日本国内で生産、最終的加工または包装し、表示したものになります。

2. 条件

当該製品に対して輸出時に、NOP 輸入証明書が添付されていなければならない。この輸入証明書は、登録認証機関が交付する。

3. 輸出品の表示

USDA の表示要件を満たさなければならない。表示要件は、NOP 基準書のサブパート D に定められている。

（参考）

有機製品についてのNOPの表示規則

http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/pdf/nop_subpart_d.pdf

NOP表示トレーニング（認証機関の表示についてはp43）

<http://www.ams.usda.gov/AMSV1.0/getfile?dDocName=STELPRDC5098489>

4. 申請と交付

NOP 輸入証明書交付は、認証事業者からの申請にもとづき行い。以下の手続きを経て交付します。なお申請は、可能な限り電子メールを活用し、必要書類は PDF ファイルで添付してください。申請書、輸入証明の原本は、ワードファイルで提出してください。手続きの順番は以下のようになります。

① 輸出者登録

アメリカに輸出を予定している事業者は、以下の英文名を添えて、本会にアメリカへの輸出予定者登録を行ってください。

この登録にもとづき USDA の ORGANIC INTEGRITY DATABASE に登録 NOPID を取得します。申請にはこの NOPID が必要になります。あわせて、有機中央会のホームページに登録内容を公表します。

掲載頁は、以下。

URL http://yu-ki.or.jp/html/html_english/index_english.html

この申請は、輸出者登録申請書（Excel ファイル 6 頁）で行ってください。この受付は、電子メールのみで行います。申請の際は、Excel ファイルで申し込んでください。

記載事項は以下の通り

登録項目	英文表記
名称	
郵便番号	
所在地	
認証に係る事業所名（注1）、圃場名（注2）	
郵便番号（注3）	
所在地	
担当者の氏名	
電話	
電子メールアドレス	_____
輸出を予定する製品	
ホームページ URL	_____

②製品審査

輸出予定の商品が決定し、輸出する商品のロットの格付が終了した段階で、輸出製品審査申請書（Excel ファイル 2 頁から 5 頁）に必要事項を記入し、製品の審査を申請してください。提出は、電子メールで行ってください。

電子メールは、輸出者登録で登録した電子メールを使用してください。

申請書は、Excel ファイルで作成提出してください。製造・格付の記録、表示などは、PDF ファイルで添付してください。

＜製品申請書に添付する書類＞

当該製品の製造格付をおこなった記録
表示

③輸出手続き終了後の検査証明書交付申請と交付

輸出手続きを終了したら、交付申請書に必要書類を添えて交付申請を行ってください。製品が適切に格付されたものであることを確認したら、輸入証明書を交付します。ORGANIC

INTEGRITY DATABASE での交付になりますので輸入証明書の原本は、オンラインでアメリカに送られます。みなさんには PDF ファイルを送ります。

申請書は Excel ファイルで、BL、インボイスなどは PDF ファイルで提出してください。

＜交付申請書＞

Excel ファイルの 1 頁

＜交付申請書に添付すべき書類＞

BL, インボイス

添付申請書類

輸出者登録申請書

Excel ファイル 6 頁

製品審査申請書

Excel ファイル 2 頁から 5 頁

交付申請書

Excel ファイル 1 頁

以上

2014年4月18日

アメリカ向け「輸入証明書」交付手数料及び交付にかかる期間

アメリカ向け「輸入証明書」の交付手数料及び交付に要する期間などは、以下の通りとします。

●交付手数料

申請1件につき 1,050円（これには消費税を含みません。別に10%加算になります）

商品の登録審査が必要場合は、別に料金別表1-10が適用になります。

●再審査手数料

不備な申請のため審査のやり直しを必要とした場合には、再審査手数料が付加されます。

再審査手数料 1回のやり直しにつき 1,050円の費用となります。

●検査証明書の原本を送付する費用

交付手数料には、通常郵便程度の送料を含みます。宅配便などを希望する場合は、着払い方式として別にその料金の負担をいただきます。

●PDFファイル

希望のある場合は、原本の他にPDFファイルを交付します。これは電子メールにて送付します。（再開）

●交付のための審査期間

交付のための審査期間は、交付申請を受理した後、2週間程度を必要とします。この期間には休日（土、日、祝祭日、年末年始及び旧盆の夏季休業）は含めません。申請の受理には、交付申請書の必要事項がすべて記載されていることが必要です。なお、上記再審査を必要とした場合は、その分余分に時間がかかります。

航空便については予め審査予定を組んで、予定にあわせて申請をいただかないと間に合わせることができません。このため2週間程度前までに予約を行ってください。別途の対応となります。

●費用の請求と支払い

お支払いいただく場合の振り込み手数料をご負担いただきます。このため、請求とお支払いを年次調査時の審査手数料と一括して行うこととします。あらかじめご希望をいただきます。

特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会

以上